

# 栃木地区合併協議会との調整方針比較表

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会

栃木地区合併協議会と栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整方針比較

番号	合併協定項目	変更の有無	栃木地区合併協議会	栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会
1	合併の方式	読替対応	栃木市、 <b>西方町</b> 、大平町、藤岡町及び都賀町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。	栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。
2	合併の期日	無		
3	新市の名称	無		
4	新市の事務所の位置	読替対応	2 <b>西方町</b> 、大平町、藤岡町及び都賀町の現庁舎については、市民の利便性を考慮した総合支所とする。	2 大平町、藤岡町及び都賀町の現庁舎については、市民の利便性を考慮した総合支所とする。
5	財産及び債務の取扱い	読替対応	1 <b>5市町</b> の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐこととする。	1 <b>4市町</b> の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐこととする。
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い	有	1 地方自治法第91条第1項の規定に基づく新市の議会の議員の定数は、 <b>34人</b> とする。 2 新市の設置後最初に行われる一般選挙(その再選挙及び補欠選挙を含む。)につき、公職選挙法第15条第6項の規定に基づき栃木市、 <b>西方町</b> 、大平町、藤岡町及び都賀町の区域ごとに選挙区を設けるものとする。各選挙区の定数は、公職選挙法施行令第9条の規定を適用し、栃木市15人、 <b>西方町3人</b> 、大平町7人、藤岡町5人、都賀町4人とする。	1 地方自治法第91条第1項の規定に基づく新市の議会の議員の定数は、 <b>31人</b> とする。 2 新市の設置後最初に行われる一般選挙(その再選挙及び補欠選挙を含む。)につき、公職選挙法第15条第6項の規定に基づき栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町の区域ごとに選挙区を設けるものとする。各選挙区の定数は、公職選挙法施行令第9条の規定を適用し、栃木市15人、大平町7人、藤岡町5人、都賀町4人とする。

番号	合併協定項目	変更の有無	栃木地区合併協議会	栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	有	<p>2 1市4町の選挙による委員は、市町村の合併の特例等に関する法律（以下「合併新法」という。）第11条第1項第1号の規定を適用し、合併後、平成22年7月19日まで引き続き新市の選挙による委員として在任する。</p> <p>3 合併新法第11条第1項第1号の規定適用後の選挙による委員の定数は、25人とする。</p> <p>4 合併新法第11条第1項第1号の規定適用後の選挙による委員の選挙区は、5選挙区とし、新市の農業委員会の区域を、現在の栃木市1選挙区（定数8人）、西方町1選挙区（定数2人）、大平町1選挙区（定数5人）、藤岡町1選挙区（定数6人）及び都賀町1選挙区（定数4人）とする。</p>	<p>2 1市3町の選挙による委員は、市町村の合併の特例等に関する法律（以下「合併新法」という。）第11条第1項第1号の規定を適用し、合併後、平成22年7月19日まで引き続き新市の選挙による委員として在任する。</p> <p>3 合併新法第11条第1項第1号の規定適用後の選挙による委員の定数は、23人とする。</p> <p>4 合併新法第11条第1項第1号の規定適用後の選挙による委員の選挙区は、4選挙区とし、新市の農業委員会の区域を、現在の栃木市1選挙区（定数8人）、大平町1選挙区（定数5人）、藤岡町1選挙区（定数6人）及び都賀町1選挙区（定数4人）とする。</p>
8	地方税の取扱い	読替対応	<p>6 鉦産税については、栃木市・西方町・藤岡町の例により合併時に統合する。</p>	<p>6 鉦産税については、栃木市・藤岡町の例により合併時に統合する。</p>

番号	合併協定項目	変更の有無	栃木地区合併協議会	栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会
9	地域自治制度（地域審議会・地域自治区・合併特例区）の取扱い	読替対応	<p>地域自治制度（地域審議会・地域自治区・合併特例区）の取扱いについては、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第23条の規定に基づき、合併前の西方町、大平町、藤岡町及び都賀町の区域ごとに「地域自治区」を置くものとする。</p> <p>なお、同法第23条及び第24条の規定による合併関係市町村の協議により定める事項その他必要な事項については、別紙の各条文によるものとする。</p>	<p>地域自治制度（地域審議会・地域自治区・合併特例区）の取扱いについては、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第23条の規定に基づき、合併前の大平町、藤岡町及び都賀町の区域ごとに「地域自治区」を置くものとする。</p> <p>なお、同法第23条及び第24条の規定による合併関係市町村の協議により定める事項その他必要な事項については、別紙の各条文によるものとする。</p>
10	一般職の職員の身分の取扱い	読替対応	<p>1 1市4町一般職の職員は、市町村の合併の特例等に関する法律第12条の規定により、全て新市の職員として引き継ぐものとする。</p>	<p>1 1市3町一般職の職員は、市町村の合併の特例等に関する法律第12条の規定により、全て新市の職員として引き継ぐものとする。</p>
11	特別職の身分の取扱い	読替対応	<p>3 新市の市長職務執行者については、1市4町の長が別に協議して定めるものとする。</p>	<p>3 新市の市長職務執行者については、1市3町の長が別に協議して定めるものとする。</p>
12	条例、規則等の取扱い	無		
13	事務組織及び機構の取扱い	無		

番号	合併協定項目	変更の有無	栃木地区合併協議会	栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会
14	一部事務組合等の取扱い	有	<p>1 栃木地区広域行政事務組合については、関係町等と協議の上、合併時まで調整する。</p> <p>2 佐野地区衛生施設組合については、関係市町等と協議の上、合併時まで調整する。</p> <p>3 栃木県市町村総合事務組合については、栃木市、西方町、大平町、藤岡町及び都賀町は、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。</p> <p>4 栃木県後期高齢者医療広域連合については、栃木市、西方町、大平町、藤岡町及び都賀町は、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。</p> <p>5 栃木広域中小企業勤労者福祉サービスセンターについては、栃木市、西方町、大平町、藤岡町及び都賀町は、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。</p> <p>6 栃木県南公設地方卸売市場事務組合については、栃木市、西方町、大平町、藤岡町及び都賀町は、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。</p> <p>8 宇都宮西中核工業団地事務組合については、西方町は、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。</p>	<p>1 栃木地区広域行政事務組合については、栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町は、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。</p> <p>2 佐野地区衛生施設組合については、藤岡町は、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。</p> <p>3 栃木県市町村総合事務組合については、栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町は、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。</p> <p>4 栃木県後期高齢者医療広域連合については、栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町は、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。</p> <p>5 栃木広域中小企業勤労者福祉サービスセンターについては、栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町は、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。</p> <p>6 栃木県南公設地方卸売市場事務組合については、栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町は、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。 (削除)</p>

番号	合併協定項目	変更の有無	栃木地区合併協議会	栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会
15	使用料、手数料等の取扱い	無		
16	公共的団体等の取扱い	無		
17	補助金、交付金等の取扱い	無		
18	町名、字名の取扱い	無		
19	慣行の取扱い	無		
20	国民健康保険事業の取扱い	無		
21	介護保険事業の取扱い	無		
22	消防団の取扱い	無		
23	行政区の取扱い	無		
24	諮問機関の取扱い	無		
25-1	国内・国際交流事業	無		
25-2	電算システム事業	無		
25-3	広報広聴関係事業	無		
25-4	人権推進事業	無		
25-5	納税関係事業	無		
25-6	消防防災関係事業	無		
25-7	交通関係事業	無		
25-8	窓口業務	無		
25-9	保健衛生事業	無		
25-10	障害者福祉事業	無		
25-11	高齢者福祉事業	無		
25-12	児童福祉事業	無		
25-13	保育事業	無		
25-14	生活保護事業	無		

番号	合併協定項目	変更の有無	栃木地区合併協議会	栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会
25-15	その他の福祉事業	無		
25-16	健康づくり事業	無		
25-17	ごみ収集運搬業務事業	無		
25-18	環境対策事業	無		
25-19	農林水産関係事業	無		
25-20	商工、観光関係事業	無		
25-21	勤労者、消費者関連事業	無		
25-22	建設関係事業	有	<p>1・ 開発許可制度については、栃木市の例により合併時に統合する。ただし、非線引き都市計画区域における開発許可の規制対象規模については、合併時点でに調整する。</p> <p>・ 都市計画区域については、合併時は現行のとおりとし、都市計画マスタープランの再編に併せ、県と調整する。</p>	<p>1・ 開発許可制度については、栃木市の例により合併時に統合する。</p> <p>(削除)</p>
25-23	上・下水道事業	有	<p>4 排水設備工事等手数料については、栃木市・西方町の例により合併時に統合する。</p> <p>7 農業集落排水事業の排水設備工事等手数料については、西方町の例により合併時に統合する。</p>	<p>4 排水設備工事等手数料については、栃木市の例により合併時に統合する。</p> <p>7 農業集落排水事業の排水設備工事等手数料については、合併時に再編する。</p>
25-24	市町立学校の通学区域、学校名	無		
25-25	学校教育事業	無		
25-26	文化振興事業	有	<p>3 西方町史編さん事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>	(削除)
25-27	コミュニティ施策	欠番		
25-28	社会教育事業	無		
25-29	男女共同参画事業	無		

番号	合併協定項目	変更の有無	栃木地区合併協議会	栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会
25-30	社会福祉協議会	無		
25-31	その他の事業	欠番		
26	合併市町村基本計画	有	※ 合併協定書別添「新市まちづくり計画」のとおり	※ 別冊のとおり

協定項目 1 1 特別職の身分の取扱い

現 況					具体的な調整内容	
栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	西方町	栃木地区合併協議会	栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会
<b>【附属機関等】(審議会・委員会・協議会等)</b>						
設置なし	設置なし	設置なし	設置なし	西方町消防委員会 ・定数 9人 ・任期 3年 ・報酬 (日) 2,000円	・審議会、委員会等の附属機関の設置については、1市4町で設置されていて新市において引き続き必要のあるものは原則として合併時までに統合する。 市町間で設置に差があるものは、合併時までに調整し、必要のあるものについては新市において設置する。 人数、任期は、現行の制度を基に調整する。 報酬については、現行の報酬額及び同規模自治体を参考に、原則として合併時までに調整する。	※ 削除
設置なし	設置なし	設置なし	設置なし	西方町農業集落排水使用料等審議会 ・定数 12人 ・任期 調査審議終了後解任 ・報酬 (日) 2,000円		※ 削除
設置なし	設置なし	設置なし	設置なし	西方町立小学校統合検討委員会 ・定数 18人 ・任期 最終の答申がなされたとき ・報酬 (日) 2,000円		※ 削除
設置なし	設置なし	設置なし	設置なし	西方町史編さん委員会 ・定数 20人以内 ・任期 編さん完了まで 委員 (日) 2,000円 監修者1人(月) 40,000円 専門委員長1人(月) 35,000円 専門委員9人(月) 30,000円		※ 削除

## 協定項目 15 使用料、手数料等の取扱い

### (1) 使用料等の総括表

#### ・施設使用料等

No.	項目	現 況					具体的な調整内容	
		栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	西方町	栃木地区合併協議会	栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会
3	公営駐車場	—	—	—	—	町営金崎有料駐車場使用料	現行のとおりとする。	※ 削除

### (2) 手数料

項目	現 況					具体的な調整内容	
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	西方町	栃木地区合併協議会	栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会
認可地縁団体印鑑登録証明手数料	200 円/1 通	200 円/1 通	200 円/1 通	200 円/1 通	300 円/1 通	栃木市・大平町・藤岡町・都賀町の例により合併時に統合する。	現行のとおりとする。
所得に関する証明	200 円/1 件	200 円/1 件	200 円/1 件	200 円/1 件	300 円/1 件	栃木市・大平町・藤岡町・都賀町の例により合併時に統合する。	現行のとおりとする。
納税に関する証明	200 円/1 件	200 円/1 件	200 円/1 件	200 円/1 件	300 円/1 件	栃木市・大平町・藤岡町・都賀町の例により合併時に統合する。	現行のとおりとする。
営業(所在)証明	200 円/1 件	200 円/1 件	200 円/1 件	200 円/1 件	300 円/1 件	栃木市・大平町・藤岡町・都賀町の例により合併時に統合する。	現行のとおりとする。
固定資産課税台帳に記載のない旨の証明	200 円/1 件	200 円/1 件	200 円/1 件	200 円/1 件	300 円/1 件	栃木市・大平町・藤岡町・都賀町の例により合併時に統合する。	現行のとおりとする。
不在籍証明、不在住証明手数料	200 円/1 通	200 円/1 通	200 円/1 通	200 円/1 通	300 円/1 通	栃木市・大平町・藤岡町・都賀町の例により合併時に統合する。	現行のとおりとする。
広域交付住民票の交付手数料	200 円/1 通	200 円/1 通	200 円/1 通	200 円/1 通	300 円/1 通	栃木市・大平町・藤岡町・都賀町の例により合併時に統合する。	現行のとおりとする。
戸籍の附票の写しの交付手数料	200 円/1 通	200 円/1 通	200 円/1 通	200 円/1 通	300 円/1 通	栃木市・大平町・藤岡町・都賀町の例により合併時に統合する。	現行のとおりとする。
身分証明書の交付手数料	200 円/1 通	200 円/1 通	200 円/1 通	200 円/1 通	300 円/1 通	栃木市・大平町・藤岡町・都賀町の例により合併時に統合する。	現行のとおりとする。
印鑑登録証の交付手数料	200 円/1 通	200 円/1 通	200 円/1 通	200 円/1 通	500 円/1 通	栃木市・大平町・藤岡町・都賀町の例により合併時に統合する。	現行のとおりとする。

項目	現 況					具体的な調整内容	
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	西方町	栃木地区合併協議会	栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会
印鑑登録証明書の交付手数料	200円/1通	200円/1通	200円/1通	200円/1通	300円/1通	栃木市・大平町・藤岡町・都賀町の例により合併時に統合する。	現行のとおりとする。
住民票の閲覧手数料	200円/1件 (1人30分以内を1件とし30分を超えるごとに200円を加算する。)	200円/1件 (1人30分以内を1件とし30分を超えるごとに200円を加算する。)	200円/1件 (1人30分以内を1件とし30分を超えるごとに200円を加算する。)	200円/1件 (1人30分以内を1件とし30分を超えるごとに200円を加算する。)	200円/1件 (1人分を1件とする。)	栃木市・大平町・藤岡町・都賀町の例により合併時に統合する。	現行のとおりとする。
その他の証明手数料	200円/1件	200円/1件	200円/1件	200円/1件	300円/1通	栃木市・大平町・藤岡町・都賀町の例により合併時に統合する。	現行のとおりとする。
埋火葬許可証再発行手数料	200円/1件	200円/1件	200円/1件	200円/1件	300円/1件	栃木市・大平町・藤岡町・都賀町の例により合併時に統合する。	現行のとおりとする。
都市計画に関する証明手数料	200円/1件	200円/1件	200円/1件	200円/1件	300円/1件	栃木市・大平町・藤岡町・都賀町の例により合併時に統合する。	現行のとおりとする。

協定項目 17 補助金、交付金等の取扱い

No.	現 況					具体的な調整内容	
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	西方町	栃木地区合併協議会	栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会
34	—	—	—	—	臨海自然教室推進事業補助金	合併時に再編する。	※ 削除
72	—	—	—	—	自治会総合交付金	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。	※ 削除
94	—	—	—	—	家族介護者交流事業補助金	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。	※ 削除
95	—	—	—	—	郡市医師会付属看護学校運営補助金	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。	※ 削除
120	—	—	—	—	西方町担い手育成総合支援協議会補助金	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。	※ 削除
129	—	—	—	—	優良種苗購入事業補助金	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。	※ 削除
130	—	—	—	—	安心・安全な農産物供給推進事業補助金	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。	※ 削除
131	—	—	—	—	無人ヘリ水稻共同防除事業補助金	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。	※ 削除
132	—	—	—	—	町猟友会交付金	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。	※ 削除
133	—	—	—	—	農村体験交流事業交付金	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。	※ 削除
135	—	—	—	—	木の良さ普及啓発促進事業交付金	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。	※ 削除
159	—	—	—	—	学校徴収金口座振替補助金	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。	※ 削除
172	—	—	—	—	町民ゴルフ大会補助金	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。	※ 削除
234	—	—	—	—	森林整備地域活動支援推進事業補助金	現行のとおりとする。	※ 削除
253	—	—	—	—	西方町ごみ収集ステーション整備助成金	合併時に廃止する。	※ 削除

協定項目 2 4 諮問機関の取扱い

No.	現 況					具体的な調整内容	
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	西方町	栃木地区合併協議会	栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会
38	—	—	—	—	西方町農業集落排水使用料等審議会	合併時に再編する。	※ 削除
85	—	—	—	—	西方町立小学校統合検討委員会	現行のとおり存続する。	※ 削除
91	—	—	—	—	西方町史編さん委員会	現行のとおり存続する。	※ 削除
99	—	—	—	—	西方町消防委員会	合併時に廃止する。	※ 削除